

## 福山市「ばらの啓発デザイン」使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福山市「ばらの啓発デザイン」の使用について、必要な事項を定めるものとする。

### (権利の帰属)

第2条 「ばらの啓発デザイン」に関する一切の権利は、福山市に帰属する。

### (使用の目的)

第3条 「ばらの啓発デザイン」の使用は「ばらのまち福山」をPRし、ばらのまちづくりに係る意識の向上に資するものでなければならない。

### (使用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、「ばらの啓発デザイン」の使用を制限する。

- (1) 公序良俗に反するものや、無関係と思われる事業への使用など、「ばらの啓発デザイン」の制作趣旨になじまないと考えられるとき。
- (2) 特定の宗教又は政治団体の利害に関するものであるとき。
- (3) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされる恐れがあるとき。
- (4) その他、「ばらの啓発デザイン」の使用が福山市のイメージダウンにつながる恐れがあるとき。

### (承認申請)

第5条 「ばらの啓発デザイン」を使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道目的に使用する場合、その他、特に市長が認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の使用承認申請書には、「ばらの啓発デザイン」を使用しようとする事業の企画書及び見本、原稿その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 前2項の規定は、承認を受けた事項を変更する場合についても準用する。

### (使用期間)

第6条 「ばらの啓発デザイン」の使用期間は、使用を承認した日から起算して1年以内とする。

- 2 前項の期間満了後において、引き続き「ばらの啓発デザイン」を使用しようとするときは、あらためて申請を行い、承認を受けなければならない。

### (使用料)

第7条 「ばらの啓発デザイン」の使用料は無料とする。

### (使用の承認)

第8条 市長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認め

たときは、使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

（用途指定）

第9条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、「ばらの啓発デザイン」を使用するときは、市長の指示したとおりに使用しなければならない。

（使用者の責務）

第10条 使用者は、その承認に基づく「ばらの啓発デザイン」の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（承認の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、「ばらの啓発デザイン」使用物品の回収を求めることができる。

- （1）使用承認申請書の記載内容に虚偽があることが判明したとき。
- （2）この要綱に違反したとき。
- （3）使用承認に附した条件に違反したとき。

（実施細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、「ばらの啓発デザイン」の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）5月15日から施行する。